

案件 2 についての説明

(資料 2) 令和元年度富田林市障がい者計画実績報告につきまして、説明いたします。

障がい者施策全体の体系は、表紙裏面に掲載の、この分野別施策の順に資料を作成しております。

令和元年度については、33 部署で 152 の事業がありました。(新規 2 つ、再掲 2 つ) 個別事業について、新規事業や拡充事業など特徴的な事業について説明いたします。

● 1 ページ 1 番、基本方針 1 ともに安心して暮らせる地域づくり～理解促進の分野、「障がい者週間の啓発」と 11 ページの 61 番「市民劇場～市民と障がい者の集い」に関連の「市民劇場」は、12 月 3 日から 9 日までの「障がい者週間」の行事として市民会館レインボーホールにおいて開催しており、令和元年度で第 62 回目となりました。第 1 部では、市民団体サークルによる日舞やオカリナ演奏、コーラスなどが発表され、第 2 部では、琉球伝統歌舞集団「琉神」の公演でした。エイサー太鼓や三線、琉球古武術など披露され大変好評でした。また、中ホールでも、市民参加による作品展や、障がい者施設で作られた物の販売などを開催し、来場される市民や障がい者への啓発活動を行いました。

● 4 ページ 16 番、基本方針 2 安心して快適に暮らせるまちづくり～生活支援の分野、「ボランティアの育成」では、子どもたちに私たちが出来ることと題して「子ども食堂」「子どもの居場所づくり」を一緒に考える機会として研修を行いました。子ども食堂は、温かい食事の提供とともに、子どもたちの安全で安心できる居場所として、現在 5 つの団体に支援を行い、それぞれ特色のある取り組みを始めており地域に根付きつつあります。

ボランティア登録や派遣、連絡会やスキルアップのための研修会の開催など、人と人とのつながりを通して、子ども食堂をサポートしています。

● 14 ページ 90 番、基本方針 3 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり～生活環境の分野、「メール 119 受信」は会話による意思の伝達が困難な人を対象とし、携帯電話やインターネットに接続してパソコンから電子メールで災害の通報や病院の照会を受けることができるシステムで、平成 30 年 2 月 1 日から富田林市消防署で開始されました。登録制となっており、令和元年度末現在 27 人の登録となり、主に手話を言語とするろう者の利用登録が殆どとなっております。令和元年度の通報件数は 4 件です。

余談ですが昨年 12 月に、音声での 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がいのある方を対象に、外出先で携帯電話やスマートホンを活用する NET 119 の運用も開始されたところでは。

● 15 ページ 91 番「ストーマ用装具保管事業」ですが、直腸やぼうこうに障がいがある方は、ストーマ用装具をつけておられます。それぞれの方の種類や大きさなどが違うため、災害が発生したときなどは、自分に合ったストーマが必要なため、市が、本人所有の装具をお預かりし、保管しています。令和元年度は 9 件でした。

● 15 ページ 95 番、基本方針 4 子どもの特性に応じた保育・教育環境づくり～教育・育成の分野、「児童家庭相談、子どもの発達相談の実施」では、児童の養育等の子育て相談、発達面に課題のある児童相談に専門の相談員が応じており、93 番「障がい児保育巡回指導」については、臨床心理士を嘱託職員として 2 名配置し、随時相談を受け付ける体制を整えました。これにより、相談者との継続的な関わりや家庭児童相談との連携が可能となり、実績も伸びてきています。また、この臨床心理士は保育園や学童クラブに出向いての巡回指導、相談についても実施しており、保育者との連携などよりきめ細やかな対応ができています。

● 20 ページ 126 番、基本方針 7 ふれあい、支え合うまちづくり～情報・コミュニケーションの分野、「情報バリアフリー化の推進」について、中央図書館、金剛図書館では「本の文字が読みづらい方へ」読書を楽しめるように、案内を作成し、配布・館内掲示を行っています。また、127 番「大活字図書購入」、21 ページ 133 番「LLブックコーナーの

設置と提供」にも関連していますが、通常の活字が見えにくい障がい者や高齢者のために大きい活字で印刷されている大活字本や、知的障がい者や自閉症、学習障害など活字での利用が困難な人にも理解できるよう、図や写真を多用し工夫されたLLブックという「やさしく読める本」を多数用意し、さらに、朗読・落語のCD、シニア向けの紙芝居、老眼鏡や、虫眼鏡、金剛図書館では拡大読書器を用意しています。

● 24ページ147番、基本方針7 ふれあい、支え合うまちづくり～情報・コミュニケーションの分野、「ろうあ者福祉指導員設置事業」においては、聴覚に障がいがある方との意思疎通を図り、相談・指導をおこなうため、障がい福祉課に男性1名を配置していましたが、それに加えて平成27年10月に女性2名の手話通訳士を採用し、障がい福祉課と市民窓口課に配置されました。障がい福祉課では男女それぞれの相談が可能となり、好評であります。また、市民窓口課でも住民票、戸籍の届出、マイナンバーなど、手話通訳を要する場面が多く、3人がお互いに協力しながら、意思疎通支援を図っております。

本市では手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の輪を広げ、誰もが地域で支えあいながら安心して暮らせる社会を実現するために、平成31年1月に富田林市手話言語条例が施行され、令和元年8月には、手話への理解、啓発や手話による情報発信、情報取得、意思疎通支援に関する手話施策推進方針を策定しました。

135番、137番、138番など、それぞれの事業において手話通訳者を配置するとともに、令和元年度では新たに24ページ152番の「手話入門教室の実施」に取り組みました。

なお、一部の事業においては、新型コロナウイルス感染症に伴い、開催を中止するなど実施出来なかったものがございました。

最後に、案件2につきましてご意見等ございましたら、別紙「意見書」にご記入の上、ご提出をお願いいたします。